

第1章 西東京市教育計画の基本的な考え方

1 計画改訂の背景と目的

西東京市教育委員会は、平成21年3月に西東京市教育計画（平成21年度～25年度）を策定し、この計画のもと様々な施策に取り組んできました。

国は、平成25年6月に第2期教育振興基本計画を閣議決定し、平成25年度から平成29年度までの5年間に取り組むべき具体的な施策を明らかにしました。同計画では、今後の社会の方向性として、成熟社会に適合し知識を基盤とした「個人の「自立」、様々な人との「協働」、新たな価値の「創造」を基軸とした新たな社会モデルを実現するための生涯学習社会^{*}の構築」を掲げ、この構築に向けた教育の方向性として、「社会を生き抜く力の養成」、「未来への飛躍を実現する人材の養成」、「学びのセーフティネットの構築」、「絆^{きずな}づくりと活力あるコミュニティの形成」という4つの基本的方向性を打ち出しています。

また、東京都は、平成25年4月に、教育振興基本計画として位置付けられる東京都教育ビジョン（第3次）を策定しています。同計画では、東京都が目指すこれからの方向性として「学びの基礎を徹底する」など10の取組の方向を定め、それらの方向性に沿った具体的な施策が示されています。

このような流れの中、西東京市教育委員会においては、平成21年に策定した西東京市教育計画について、これまでの施策・事業を点検・評価し、平成26年度から平成30年度までの5年間を計画期間とした新たな教育計画を策定することとしました。

（参考）

国：第2期教育振興基本計画	都：東京都教育ビジョン（第3次）
<p>教育行政の4つの基本的方向性</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 社会を生き抜く力の養成 ～多様で変化の激しい社会の中で個人の自立と協働を図るための主体的・能動的な力～ 2. 未来への飛躍を実現する人材の養成 ～変化や新たな価値を主導・創造し、社会の各分野を牽引していく人材～ 3. 学びのセーフティネットの構築 ～誰もがアクセスできる多様な学習機会を～ 4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成 ～社会が人を育み、人が社会をつくる好循環～ 	<p>取組の方向</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学びの基礎を徹底する 2. 個々の能力を最大限に伸ばす 3. 豊かな人間性を培い、規範意識を高める 4. 社会の変化に対応できる力を高める 5. 体を鍛える 6. 健康・安全に生活する力を培う 7. 教員の資質・能力を高める 8. 質の高い教育環境を整える 9. 家庭の教育力向上を図る 10. 地域・社会の教育力向上を図る

2 計画の位置付けと期間

(1) 計画の期間

計画の期間は、平成 26 年度から平成 30 年度までの5年間とします。

(2) 計画の性格

本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項に規定する「当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」と位置付けるものであり、西東京市において、平成 26 年度からの5年間を中心に取り組むべき基本的な方向性と主な施策を示すものです。

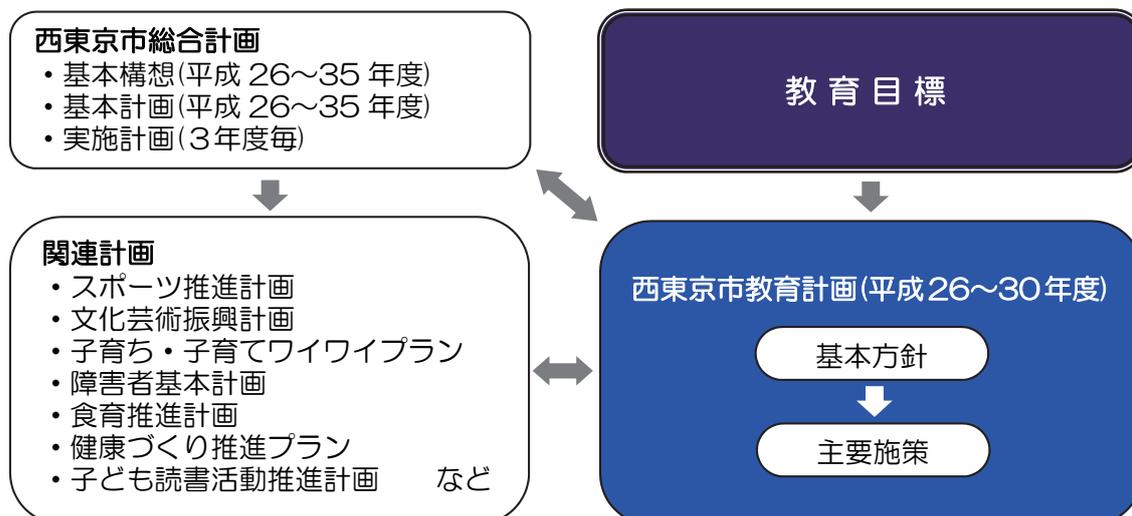
また、本計画は、西東京市を取り巻く社会状況の変化を反映するとともに、国の教育振興基本計画及び東京都教育ビジョンを踏まえて策定しており、今後の西東京市における教育全体の向上、活性化を目指すものです。

(3) 他計画との関係

本計画は、西東京市教育委員会の教育目標に則して策定しました。

また、西東京市総合計画をはじめ、スポーツ推進計画、文化芸術振興計画、子育て・子育てワイワイプランなどの関連計画とも連携を図りながら施策を進めるものです。

◆◆ 計画の位置付け ◆◆



3 西東京市教育委員会の教育目標と計画の基本方針の関係

(1) 教育目標と計画の基本方針

西東京市教育委員会の教育目標

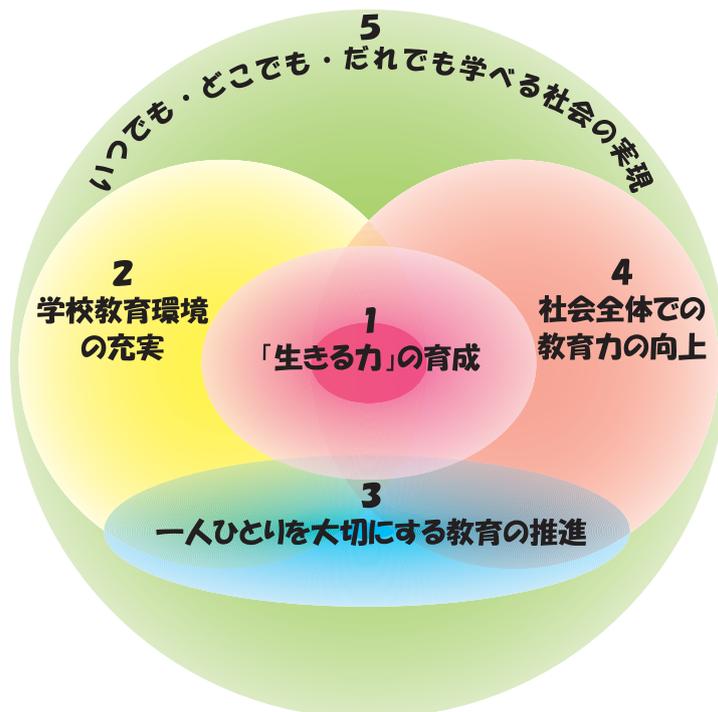
西東京市教育委員会は、すべての市民が進んで知性、感性を磨き、道徳心や体力を高め、人間性を豊かにし、国際社会の平和と発展に貢献することを願い、次に掲げる市民の育成を教育目標とします。

- ◎ 互いの生命と人格を尊重し、思いやりと規範意識のある市民
- ◎ 社会の一員として、勤労と責任を重んじ、広く社会に貢献しようとする市民
- ◎ 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな市民
- ◎ 伝統と文化を尊重し、自然と郷土を愛するとともに、環境の保全に寄与する市民

また、学校教育及び社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を図ります。

そして、教育は、学校、家庭、地域及び行政が連携し、それぞれが責任を果たして行われなければならないとの認識に立って、ともに学び・ともに成長し・ともに励ましあう自主的・自発的活動を推進し、すべての市民が教育に参加することを目指します。

計画の基本方針イメージ図



「生きる力」の育成は、すべての教育の核になるものであり、西東京市教育計画においても中心に位置するものです。「生きる力」を育成するためには、「学校教育環境の充実」と「社会全体での教育力の向上」が不可欠であり、これらを横断するものとして「一人ひとりを大切にする教育の推進」が必要です。こうしたことを踏まえ、「いつでも・どこでも・だれでも学べる社会の実現」を目指していく西東京市の姿勢を、イメージ図として表しました。

(2) 計画の基本方針

本計画は、5つの基本方針で施策を展開します。

基本方針1 「生きる力」の育成に向けて

確かな学力の育成、豊かな心の育成、健康と体力の育成など「生きる力」を育成していきます。

基本方針2 「生きる力」を育むための学校教育環境の充実に向けて

特色のある学校づくり、学習環境などの整備、学校経営改革の推進など「生きる力」を育むための環境整備を行っていきます。

基本方針3 一人ひとりを大切にする教育の推進に向けて

通常の学級での支援、通級指導、特別支援学級、教育相談などを充実させ、一人ひとりの教育的ニーズに応じていきます。

基本方針4 社会全体での教育力の向上に向けて

家庭の教育力向上支援、青少年教育の支援、活力あるコミュニティづくり、学校・家庭・地域・行政の連携強化など、市全体における教育力を向上させていきます。

基本方針5 いつでも・どこでも・だれでも学べる社会の実現に向けて

多様な学びを支える生涯学習を振興し、いつでも・どこでも・だれでも学べる環境を整備していきます。